

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成22年9月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県道大和郡山広陵線（郡山土木管内）における別紙平成20年、21年、22年の用地費が0となっていますが、その理由の開示を求めます。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年9月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年10月5日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成22年10月20日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

県道大和郡山広陵線東安堵に係る用地費が0円となっている不開示決定処分の取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

裁判が終わって謝罪に來られ、早急に交渉を再開すると約束しながら1年以上来ないのは用地費が0円となっているからと思われまゝ。そこで絶対理由があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、予算要求箇所調書の県道大和郡山広陵線（郡山土木事務所管内）における平成20年度、平成21年度及び平成22年度の用地費が「0」になっていることについて、その理由の開示を求めるものである。

県道大和郡山広陵線に係る地方特定道路整備事業は、平成12年度から実施している継続事業である。継続事業における予算要求の考え方としては、限られた予算の中で要求するため、事業の進捗状況や地元の協力状況を踏まえ、優先的に実施すべき箇所を決めて、当該各年度の事業執行に要する費用及びその根拠資料として、予算要求書及び予算要求箇所調書を作成している。

しかし、予算要求箇所調書における個々の箇所の中で、予算要求をしなかった費用に係るその理由を示す文書については、今回開示請求があった箇所に限らず、通常作成しない。また、特に当該箇所については、過去から用地交渉が難航し、来年度確実に買収できる見込みがないということを実施機関内において共通して認識していた以上、改めて用地費を予算要求していないことを説明する文書を作成するまでもない。

このため、実施機関は、本件開示請求に該当する文書を作成又は取得をしておらず、不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「県道大和郡山広陵線（郡山土木管内）における別紙平成20年、21年、22年の用地費が0となっていますが、その理由」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているもので、以下検討する。

実施機関の説明によると、予算要求を行うに当たり、事業執行に要する費用及び根拠資料として、予算要求書及び予算要求箇所調書を作成するものの、個々の箇所の中で予算要求を行わない費用についての理由を示す文書については、本件開示請求があった箇所に限らず通常作成することはないとのことである。また、用地費の予算要求は、買収見込みがある箇所について行っているところ、当該箇所については、過去から用地交渉が難航し、予算計上年度に確実に買収できる見込みがないことを実施機関内において共通して認識していた以上、改めて用地費を予算要求しないことを説明する文書を作成するようなことはないとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求めている文書の作成又は取得をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年10月20日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成22年11月30日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 2月15日 (第144回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成23年 4月 6日 (第145回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成23年 6月 2日 (第146回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成23年 6月24日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはらみえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長